

かほく市国民保護計画 【資料集】

目 次

1 国民保護関係規定等	3
(1) かほく市国民保護協議会条例	3
(2) かほく市国民保護協議会委員名簿	4
(3) かほく市国民保護協議会運営規程	5
(4) 安否情報省令	7
(5) 救援の程度及び方法の基準	9
(6) 火災・災害等即報要領	14
2 関係機関の連絡先	32
(1) 市	32
(2) 消防	32
(3) 県	32
(4) 指定地方行政機関及びその出先	32
(5) 自衛隊	32
(6) 指定公共機関及びその出先機関	33
(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	33
3 避難に関する資料	34
(1) 町字別人口	34
(2) 主要道路の一覧	35
(3) 鉄道	35
(4) 市公用車・市営バス	36
(5) 事業者保有車両等	36
(6) 場外離着陸場	36
(7) その他の臨時離着陸適地	37
(8) 避難施設の一覧	38
4 救援に関する資料	39
(1) 市内医療機関	39
(2) 災害拠点病院	40
(3) 上水道既設平面図	41
(4) 上水道計画平面図	42
5 様式関係	43
(1) 被災情報報告書	43
(2) 安否情報関係様式	45
(3) 公用令書関係様式	50

国民保護関係規定等

(1) かほく市国民保護協議会条例

(平成 18 年かほく市条例第 3 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、かほく市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 25 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期目)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(2) かほく市国民保護協議会委員名簿

(平成 27 年 12 月現在)

No.	機 関 名	役 職 名	法の位置付け	備 考
1	かほく市	かほく市長	第 40 条第 2 項	
2	国土交通省北陸地方整備局	金沢河川国道事務所長	第 40 条第 4 項第 1 号	
3	陸上自衛隊第 14 普通科連隊	第 1 中隊長	第 40 条第 4 項第 2 号	
4	石川県津幡警察署	署長	第 40 条第 4 項第 3 号	
5	石川県県央土木総合事務所	津幡土木事務所長		
6	石川県石川中央保健福祉センター	河北地域センター次長		
7	石川県県央農林総合事務所	所長		
8	かほく市	副市長	第 40 条第 4 項第 4 号	
9	かほく市	教育長	第 40 条第 4 項第 5 号	
10	かほく市	消防長		
11	かほく市	総務部長	第 40 条第 4 項第 6 号	
12	かほく市	市民部長		
13	かほく市	産業建設部長		
14	かほく市	教育部長		
15	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	七尾鉄道部長	第 40 条第 4 項第 7 号	
16	西日本電信電話株式会社金沢支店	設備部長		
17	北陸電力株式会社石川支店	執行役員支店長		
18	かほく赤十字奉仕団	委員長		
19	かほく市町会区長会連合会	副会長	第 40 条第 4 項第 8 号	
20	かほく市消防団	団長		
21	河北郡市医師会	担当理事		

(3) かほく市国民保護協議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、かほく市国民保護協議会条例(平成18年条例第3号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、かほく市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

(委員の代理等)

第3条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に連絡するものとする。

2 前項の場合において、委員は、委員と同一の機関に属する者のうちから代理者を選任し、その者を会議に出席させることができる。

3 代理者が会議に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(委員以外の者の協議会の会議への出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 部会(条例第6条に規定する部会をいう。以下同じ。)の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(諮問の付議)

第6条 会長は、市長の諮問を受けた場合は、部会に付議することができる。

(部会の決議)

第7条 部会の決議は、会長の同意を得て協議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を協議会に報告するものとする。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の会議は、会長が招集し、あらかじめ会長が指名する幹事がその議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

(1)協議会又は部会に提出する議案の調査、検討

(2)その他会長から命ぜられた事項

(準用規定)

第9条 第2条から第4条までの規定は、部会に準用する。この場合においてこれらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 第2条から第4条までの規定は、幹事に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(会議録)

第10条 協議会、部会及び幹事会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(異動等の報告)

第11条 委員又は幹事に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏及び異動年月日を遅滞なく会長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 協議会、部会及び幹事会の庶務は、市民部防災環境対策課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、協議会、部会又は幹事会の運営に必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附則

この規程は、平成18年6月22日から施行する。

この規程は、平成27年11月6日に一部変更し、施行する。

(4) 安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正年月日:平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日総務省令第50号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。

(以下省略。なお、第5条については、平成19年4月1日から施行する。)

(5) 救援の程度及び方法の基準

〔武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年9月17日厚生労働省告示第343号)(以下「告示」という。)に基づき作成〕

国民保護法による救援の程度及び方法の基準は、次のとおりである。

また、この基準では救援の適切な実施が困難な場合は、厚生労働大臣が特別の基準を定めることとなっており、市長は、知事に対して、厚生労働大臣に特別基準の設定について意見を申し出るよう、要請することができる。

(告示第1条)

(H18.4.1 現在)

救援の種類	対 象	救援の程度及び方法の基準		
		救援の内容・方法	対象経費	費用及び限度額
収容施設の 設置 の 供与 (告示第2条)	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(避難住民等)	避難住民等の収容 1 原則として学校、公民館等既存の建物を利用 2 1の建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置又は天幕の設営により実施	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	(基本額) 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季(10月～3月) 別に定める額を加算 ※ 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において特別な配慮のために必要な実費を加算できる。
		避難住民等の収容が長期の場合 1 長期避難住宅を設置して収容することができる 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)	長期避難住宅の設置及び避難住民等の収容のための費用	1 規模(標準) 1戸当たり 29.7㎡(9坪) 2 設置費 1戸当たり 2,342,000円以内
		3 高齢者等の要援護者等を複数人以上収容する長期避難仮設住宅を設置できる 4 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、収容することができる 5 建築基準法令の適用除外など	長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費	(基本額) 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季(10月～3月) 別に定める額を加算

救援の種類		対 象	救援の程度及び方法の基準																							
			救援の内容・方法	対象経費	費用及び限度額																					
収容施設 の供与 (告示第2条)	応急仮設 住宅の供 与	武力攻撃災害によ り住宅が全壊、全焼 又は流出し、居住す る住家がない者で あって、自らの資力 では住宅を得ること ができない者	避難住民等の収容 1 同一敷地内等に概ね 50戸以上設置した場 合は、集会等に利用す るための施設を設置で きる(規模、費用は別 に定めるところによる) 2 高齢者等の要援護者 等を複数人以上収容す る長期避難仮設住宅を 設置できる 3 長期避難住宅の設置 に代えて、賃貸住宅、 宿泊施設等の居室の借 上げを実施し、収容す ることができる 4 建築基準法令の適用 除外など	避難住民等の収 容のための費用	1 規模(標準) 1戸当たり 29.7㎡(9坪) 2 設置費 1戸当たり 2,342,000円以内																					
	食品の給 与及び飲 料水の供 給(告示第 3条)	炊き出し その他に よる食品 の給与	1 避難所に収容され た者 2 武力攻撃災害によ り住家に被害を受 けて炊事のでき ない者 3 避難する必要がある 者	1 被災者が直ちに食す ることができる現物に よる	主食、副食及び 燃料等の経費	1人 1日当たり 1,010円以内																				
	飲料水の 供給	現に飲料水を得る ことができない者	飲料水を供給	水の購入費のほか、 給水又は浄水に必要 な機械又は器具の借 上費、修繕費及び燃 料費並びに薬品又は 資材の費用	当該地域における 通常の実費																					
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸 与 (告示第4 条)	避難又は武力攻撃 災害により、生活 上必要な被服、 寝具その他生活 必需品を喪失又 は損傷し、直 ちに日常生活を 営むことが困 難な者	1 被服、寝具及び身 の回り品 2 日用品 3 炊事用具、食器 4 光熱材料 ○ 現物をもって行 う。	生活必需品の給 与等のための支 出 ○ 必要に応じ、 限度額内で再び 実施することが できる。	一世帯当たり次の 金額の範囲内																						
(単位：円)																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>季 別</th> <th>1人世帯 の額</th> <th>2人世帯 の額</th> <th>3人世帯 の額</th> <th>4人世帯 の額</th> <th>5人世帯 の額</th> <th>6人以上1人増 すごとの加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏 季</td> <td>17,200</td> <td>22,100</td> <td>32,600</td> <td>39,000</td> <td>49,500</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>冬 季</td> <td>28,400</td> <td>36,700</td> <td>51,200</td> <td>60,100</td> <td>75,400</td> <td>10,300</td> </tr> </tbody> </table>						季 別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	6人以上1人増 すごとの加算額	夏 季	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200	冬 季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300
季 別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	6人以上1人増 すごとの加算額																				
夏 季	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200																				
冬 季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300																				
※ 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。																										

救援の種類		対 象	救援の程度及び方法の基準		
			救援の内容・方法	対象経費	費用及び限度額
医療の提供・助産 (告示第5条)	医療の提供	避難又は武力攻撃災害により、医療の途を失った者	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護 ○ 応急的に処置するもの ○ 原則として救護班で行う。	医療の提供のための支出	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保健の診療報酬の額以内 3 施術所 協定料金の額以内
	助産	避難又は武力攻撃災害により、助産の途を失った者	1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のための支出	1 救護班等 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額
被災者の捜索及び救出 (告示第6条)	武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	生死不明者等の捜索又は救出	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費等	当該地域における通常の実費	
埋葬及び火葬 (告示第7条)	武力攻撃災害の際死亡した者	1 棺 (付属品を含む。) 2 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ及び骨箱 ○ 現物をもって行う。 ○ 死体の応急的処理程度を行う。	埋葬のための支出	1体当たり 大人 199,000円以内 小人 159,200円以内	
電話その他の通信設備の提供 (告示第8条)	避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	電話、インターネットの利用可能な通信端末機器等の通信設備の避難所への設置	消耗器材費、器物の使用謝金、借上費、購入費、通信設備の設置費、通信費	当該地域における通常の実費	
住宅の応急修理 (告示第9条)	武力攻撃災害により住家が半壊(焼)し、自らの資力による応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分の修理 ○ 現物をもって行う。	修理のための支出	1世帯当たり 500,000円以内	

救援の種類	対 象	救援の程度及び方法の基準			
		救援の内容・方法	対象経費	費用及び限度額	
学用品の給与 (告示第10条)	学用品を喪失又は 損傷し、修学上支障 のある児童、生徒 1 小学校児童(盲 学校、ろう学校及 び養護学校(特殊 教育諸学校)の小 学部児童を含む。) 2 中学校生徒(前 期課程・特殊教育 諸学校の中学部生 徒を含む。) 3 高等学校等生徒 (高等学校、中等 教育学校の後期課 程、特殊教育諸学 校の高等部、高等 専門学校、専修学 校の生徒等)	1 教科書 2 文房具 3 通学用品 ○ 現物をもって行う。 ○ 必要に応じ限度額内 で、再び実施するこ とができる。	学用品の給与の ための支出	1 教科書代 (1) 小学校児童及び中 校生徒 ・教育委員会に届け 出、又はその承認を 受けて使用している 教材を給与するため の実費 (2) 高等学校等生徒 ・正規の授業で使用す る教材を給与するた めの実費 2 文房具費及び通学用 品費 (1) 小学校児童 1人当たり 4,100円 (2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円 (3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	
死体の捜索及び 処理 (告示第11条)	死体の捜 索	行方不明の状態に あり、かつ、各般の 事情により既に死亡 していると推定され る者	死体の捜索	舟艇その他捜索 のための機械、器 具等の借上費又は 購入費、修繕費及 び燃料費	当該地域における通常 の実費
	死体の処 理	武力攻撃災害の際 死亡した者	死体に関する処理(埋 葬を除く。) 1 死体の洗浄、縫合、 消毒等の処置	洗浄、縫合、消 毒等の費用	1体当たり 3,300円以内
			2 死体の一時保存	(1) 一時収容のため 既存の建物の借上 費用 (2) 既存建物を利用 できない場合の 費用	通常の実費 1体当たり 5,000円以内 ※ 死体の一時保存にド ライアイスの購入等が 必要な場合は、当該地 域における通常の実費 を加算できる。
		3 検索 ○ 検索は、原則として 救護班で行う。	救護班において 検索することがで きない場合の費用	当該地域の慣行料金	
障害物の除去 (土石、竹木 等) (告示第12条)	居室、炊事場、玄 関等に障害物が運び 込まれているため一 時的に居住できない 状態にあり、自らの 資力では除去するこ とのできない者	ロープ、スコップその 他除去のため必要な機 械、器具等の借上又は購 入、輸送、賃金職員等の 雇上	左の場合におけ る必要な機械、器 具等の借上又は購 入、輸送、賃金職 員等の雇上費等	1世帯当たり 137,000円以内	

救援の種類	対 象	救援の程度及び方法の基準		
		救援の内容・方法	対象経費	費用及び限度額
輸送費及び賃 金職員等雇上 費 (告示第13条)	救援を実施するに 当たり必要な場合に 支給	次の場合における輸 送、賃金職員等の雇上 1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の搜索及び救 出 4 死体の搜索及び処理 5 救済用物資の整理配 分	左の場合におけ る輸送、賃金職員 等雇上費	当該地域における通常 の実費

(6) 火災・災害等即報要領

〔 昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日 〕
消防災第 2 6 7 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 4 0 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対象事態害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体

(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ) 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者 5 人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記 2 と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)

第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

②500キリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度の高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

- イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
- ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分				
火元の業態・ 用途	事業所名 (代表者氏名)						
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²
				林野焼損面積	a		
り災世帯数			気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)	台	人				
	消防団	台	人				
	その他		人				
救急・救助 活動状況							
災害対策本部等 の設置状況							
その他参考事項							

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式

(救急・救助事故等)

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

事 故 災 害 種 別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事 故 等 の 概 要				
死 傷 者 等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	{ 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		
	不明		人	
救 助 活 動 の 要 否				
要 救 援 者 数 (見 込)		救 助 人 員		
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
そ の 他 参 考 事 項				

(注)負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所			発生日時	年 月 日 時 分	
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住家	全壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)		

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名			田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠 水	ha	
報 告 者 名	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
文 教 施 設				箇所			
病 院				箇所			
道 路				箇所			
橋 り よ う				箇所			
河 川				箇所			
港 湾				箇所			
砂 防				箇所			
清 掃 施 設				箇所			
崖 く ず れ				箇所			
鉄 道 不 通				箇所			
被 害 船 舶				隻			
水 道				戸			
電 話				回線			
電 気				戸			
ガ ス				戸			
ブ ロ ッ ク 塀 等				箇所			
				り 災 世 帯 数		世帯	
				り 災 者 数		人	
				火 災 発 生			
				建 物		件	
				危 険 物		件	
				そ の 他		件	
都道府県	区 分		被 害				
	人 的 被 害	死 者	人				
行 方 不 明 者		人					
負 傷 者		重 傷	人				
		軽 傷	人				
住 家 被 害	全 壊		棟				
			世帯				
			人				
	半 壊		棟				
			世帯				
			人				
	一 部 破 損		棟				
			世帯				
			人				
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟					
		世帯					
		人					
非 住 家	公 共 建 物		棟				
	そ の 他		棟				

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村
公立文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他公共施設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数		団体			
そ の 他	農業被害	千円	災害適用市町村助 法名	計	団体
	林業被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額		千円	消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
災害の種類概況					
応急対策の状況					
119番通報件数					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 					

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

2 関係機関の連絡先

(1) 市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
かほく市役所	かほく市宇野気ニ 81	076-283-1111	076-283-1115

(2) 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
かほく市消防本部	かほく市内日角 3-1	076-283-3585	076-283-4549
かほく市消防本部高松分署	かほく市高松オ 21-1	076-282-5666	076-282-5669

(3) 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
石川県庁			
危機管理監室危機対策課	金沢市鞍月 1 丁目 1	076-225-1482	076-225-1484
土木部河川課	金沢市鞍月 1 丁目 1	076-225-1736	076-225-1740
土木部道路整備課	金沢市鞍月 1 丁目 1	076-225-1726	076-225-1728
県央土木総合事務所	金沢市泉本町 6 丁目 34	076-241-8201	076-244-0915
津幡土木事務所	津幡町字加賀爪又 111-1	076-289-4161	076-288-4608
石川県教育委員会	金沢市鞍月 1 丁目 1	076-225-1811	076-225-1814
石川県警察本部	金沢市鞍月 1 丁目 1	076-225-0110	076-255-0233
津幡警察署	津幡町字加賀爪又 40-3	076-288-0110	076-288-5855
高松交番	かほく市高松ク 4-1	076-282-5212	-
木津駐在所	かほく市木津ニ 147-1	076-285-0101	-
外日角駐在所	かほく市外日角ハ 115-10	076-283-0158	-
宇野気駐在所	かほく市宇野気 1 丁目 38-1	076-283-0129	-
横山駐在所	かほく市横山イ 8-1	076-285-0126	-

(4) 指定地方行政機関及びその出先

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
北陸農政局企画調整室	金沢市野町 3 丁目 1-23	076-263-2161	076-232-4218
近畿中国森林管理局石川森林管理署	金沢市朝霧台二丁目 21	076-261-7191	076-222-6215
金沢地方気象台	金沢市西念 3-4-1	076-260-1462	076-260-1466
第九管区海上保安本部金沢海上保安部	金沢市湊 4 丁目 13	076-266-6115	076-268-0356
北陸地方整備局金沢河川国道事務所	金沢市西念 4 丁目 23-5	076-264-8800	076-233-9603

(5) 自衛隊

機 関 名	担当部課	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	第 3 科	金沢市野田町 1 丁目 8	076-241-2171	
自衛隊石川地方協力本部	総務課	金沢市新神田 4 丁目 3-10	076-291-6250	076-291-6353

(6) 指定公共機関及びその出先機関等

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
日本郵便(株)高松郵便局	かほく市高松ク 1-1	076-281-0951	076-281-2896
日本郵便(株)二ツ屋郵便局	かほく市二ツ屋レ 18-1	076-281-0952	076-281-3095
日本郵便(株)木津郵便局	かほく市木津ニ 158	076-285-0991	076-285-2372
日本郵便(株)外日角郵便局	かほく市外日角へ 7	076-283-2992	076-283-3912
日本郵便(株)宇野気郵便局	かほく市宇野気ニ 114-2	076-283-4585	076-283-5641
西日本旅客鉄道(株)金沢支社七尾鉄道部	七尾市御祓町イ 28-2	0767-52-0236	0767-52-5693
西日本電信電話(株)金沢支店	金沢市出羽町 4-1	076-220-4151	076-223-8674
KDDI (株)北陸総支社	金沢市無量寺町ハ 45	076-261-4077	-
(株)NTTドコモ北陸支社	金沢市西都 1 丁目 5	076-225-2005	076-225-2175
ソフトバンクモバイル(株)地域総務部(北陸)	金沢市新神田 1-1-16	-	-
日本赤十字石川県支部	金沢市鞍月東 2-48	076-239-3880	076-239-3881
日本放送協会金沢放送局	金沢市大手町 14-1	076-264-7001	076-224-2889
北陸電力(株)石川支店	金沢市下本多町 6 番丁 11	076-233-8877	076-233-8755
(株)北国新聞社	金沢市香林坊 2-5-1	076-263-2111	076-223-4103
(株)中日新聞社北陸本社	金沢市駅西本町 2-12-30	076-261-3111	076-265-7490
北陸放送(株)	金沢市本多町 3-2-1	076-262-8111	076-232-0043
石川テレビ放送(株)	金沢市観音堂町チ 18	076-267-2141	076-268-0115
(株)テレビ金沢	金沢市古府 2 丁目 136	076-240-3344	076-240-9096
北陸朝日放送(株)	金沢市松島 1 丁目 32-2	076-269-8800	076-269-8811
(株)エフエム石川	金沢市彦三町 2 丁目 1-45	076-262-8050	076-262-8058

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
河北台土地改良区	かほく市松浜イ 24-5	076-285-1262	076-285-1262
河北潟沿岸土地改良区	津幡町字能瀬ナ 73-3	076-289-3508	076-289-3908
河北潟干拓土地改良区	津幡町湖東 395	076-288-4424	076-288-7531
石川かほく農業協同組合高松支店	かほく市高松ソ 5-1	076-281-1181	076-281-3272
石川かほく農業協同組合宇ノ気支店	かほく市宇野気チ 75	076-283-1122	076-283-5487
金沢森林組合	かほく市夏栗イ 29	076-281-0728	076-281-1135
大海川漁業協同組合	かほく市夏栗ホ 158	076-281-0628	076-281-0628
石川県漁業協同組合南浦支所	かほく市白尾ム 2-12	076-283-0030	076-283-0634
石川県漁業協同組合押水支所	宝達志水町今浜ソ 38-1	0767-28-3503	0767-28-3503
かほく市商工会	かほく市高松ク 42-1	076-282-5661	076-282-5663

3 避難に関する資料

(1) 町字別人口

(平成 27 年 9 月末現在)

地区名	人口			世帯数
	計	男	女	
高松	2,973	3,320	6,293	2,218
内高松	290	337	627	224
長柄町	289	345	634	252
若緑	44	48	92	30
箕打	40	43	83	26
元女	28	34	62	24
黒川	54	49	103	34
野寺	13	12	25	11
八野	61	79	140	50
瀬戸町	90	108	198	62
夏栗	69	83	152	48
中沼	269	302	571	212
ニツ屋	199	294	493	205
学園台	239	277	516	188
木津	1,329	1,439	2,768	968
松浜	490	509	999	339
遠塚	606	643	1,249	433
浜北	573	624	1,197	439
秋浜	458	483	941	334
外日角	911	919	1,830	619
白尾	1,562	1,665	3,227	1,179
森	403	418	821	270
狩鹿野	174	197	371	116
指江	208	230	438	145
多田	41	34	75	26
気屋	73	88	161	52
上山田	97	90	187	62
下山田	38	47	85	25
鉢伏	109	120	229	74
宇気	656	647	1,303	427
七窪	946	893	1,839	668
宇野気	946	1,048	1,994	734
内日角	770	780	1,550	546
大崎	950	978	1,928	640
横山	498	543	1,041	378
谷	69	71	140	47
筥島	68	73	141	51
上田名	151	151	302	98
余地	82	98	180	59
計	16,866	18,119	34,985	12,313

(資料：市民生活課)

(2) 主要道路の一覧

① 国道

路線名	かほく市内区間
159号	指江（津幡町境）～二ッ屋（宝達志水町境）
471号	野寺（宝達志水町境）～箕内（津幡町）

② 主要地方道

路線番号	路線名	かほく市内区間
8	松任宇ノ気線	大崎（内灘町境）～宇野気
56	七塚宇ノ気線	白尾～森
59	高松津幡線	指江（津幡町境）～二ッ屋（宝達志水町境）
60	金沢田鶴浜線（のと里山海道）	大崎（内灘町境）～二ッ屋（宝達志水町境）

③ 一般県道

路線番号	路線名	かほく市内区間
126	宇ノ気停車場線	宇野気
127	高松停車場線	高松
162	高松内灘線	高松～大崎（内灘町境）
223	種七窪線	気屋（津幡町境）～七窪
225	木津横山停車場線	木津～横山
226	黒川横山線	黒川～横山
227	八野高松線	八野～高松

(3) 鉄道

平日 12:00～13:00 の 1 時間に宇野気駅を発着する定期列車

(平成 27 年 10 月現在)

路線名等	事業者名	区間	編成・本数	輸送力	所要時間
七尾線	西日本 旅客鉄道 (株)	津幡～羽咋	津幡方面 3 両×1 本	433 人	宇野気→津幡 14 分
			羽咋方面 3 両×1 本	433 人	宇野気→羽咋 29 分

(4) 市公用車・市営バス

(平成27年10月現在)

バス・乗用車		トラック	市営バス
バス保有台数 (市営バスを除く)	乗用車保有台数	保有台数	保有台数
13	34	8	3

(5) 事業者保有車両等

(平成24年4月1日現在)

トラック事業者 (一般貨物(特積含む))		タクシー事業者		レンタカー事業者			
事業者数 (県トラック 協会)	保有 車両数	事業者数 (法人)	保有 車両数	事業者数 (県レンタカー 協会)	乗用車	マイクロバス	保有 車両数
19	318	4	18	3	6	5	11

(県危機対策課調べ)

(6) 場外離着陸場

名 称	所在地	管理者	連絡先
七塚中央公園	遠塚ニ17番地1他	かほく市長	076-285-2191
かほく市うのけ総合公園野球場	下山田ル2番地	かほく市長	076-283-7138

(7) その他の臨時離着陸適地

名 称	所 在 地	施設管理者 又は責任者	連絡先
かほく市立高松中学校運動場	高松ヤ 42 番地	学校長	076-281-0221
かほく市立高松小学校運動場	高松ヤ 10 番地	学校長	076-281-0068
かほく市立大海小学校運動場	夏栗口 10 番地	学校長	076-281-0270
かほく市立河北台中学校運動場	遠塚口 47 番地 1	学校長	076-285-0262
かほく市立七塚小学校運動場	木津ホ 61 番地	学校長	076-285-0022
かほく市立外日角小学校運動場	外日角ニ 52 番地	学校長	076-283-0040
かほく市立宇ノ気中学校運動場	森レ 1 番地	学校長	076-283-0065
かほく市立宇ノ気小学校運動場	宇野気リ 147 番地	学校長	076-283-0014
かほく市立金津小学校運動場	谷カ 30 番地	学校長	076-285-0216
かほく市高松野球場	内高松オ 1 番地	かほく市長	076-283-1111
かほく市大海子供の広場	八野ハ 117 番地	かほく市長	076-283-1111
かほく市谷公園	谷イ 92 番地他	かほく市長	076-283-1111

(8) 避難施設の一覧

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

番号	名称	所在地	屋内	屋外
1	かほく市立高松小学校	高松ヤ 1 0 番地	○	○
2	かほく市立大海小学校	夏栗口 1 0 番地	○	○
3	かほく市高松産業文化センター	高松ク 4 1 番地	○	
4	かほく市七塚生涯学習センター	遠塚口 5 7 番地 6	○	
5	かほく市立宇ノ気小学校	宇野気リ 1 4 7 番地	○	○
6	かほく市立金津小学校	谷カ 3 0 番地	○	○
7	かほく市立宇ノ気図書館	宇野気ニ 1 1 0 番地 1	○	
8	かほく市大崎区民会館	大崎チ 1 1 5 番地	○	
9	かほく市宇ノ気スポーツセンター	宇野気リ 1 9 6 番地 1	○	
10	かほく市宇野気公民館	宇野気リ 1 9 6 番地	○	
11	かほく市よこやま研修館	横山リ 2 番地 1 4	○	
12	かほく市指江コミュニティセンター	指江フ 1 番地	○	
13	かほく市七窪体育館	七窪ホ 4 1 番地	○	
14	かほく市立高松中学校運動場	高松ヤ 4 2 番地		○
15	かほく市高松陸上競技場	内高松オ 8 0 番地		○
16	かほく市高松野球場	内高松オ 1 番地		○
17	かほく市高松グラウンド・ゴルフ場	二ツ屋マ 1 番地		○
18	かほく市立七塚小学校運動場	木津ホ 6 1 番地		○
19	かほく市立外日角小学校運動場	外日角ホ 1 5 5 番地		○
20	かほく市七塚中央公園	遠塚ニ 1 7 番地 1 他		○
21	かほく市木津公園	木津へ 3 0 番地 1 他		○
22	かほく市白尾しらゆり公園	白尾ヲ 2 4 番地他		○
23	かほく市うのけ総合公園陸上競技場	下山田ヲ 8 5 番地		○
24	かほく市宇ノ気野球場	下山田ル 7 番地		○
25	かほく市藤が丘公園	上田名ニ 2 4 番地		○
26	かほく市谷公園	谷イ 9 2 番地他		○
27	かほく市潮見台公園	大崎潮見台 1 7 7 番地他		○
28	かほく市アクロス高松	内高松ニ 1 2 番地	○	
29	かほく市七塚武道館	浜北イ 2 5 番地 1 6	○	
30	かほく市七塚体育センター	白尾ナ 9 7 番地	○	
31	かほく市金津体育館	谷ワ 1 0 8 番地	○	
32	かほく市宇ノ気南部体育館	大崎チ 7 3 番地	○	
33	かほく市七塚健康福祉センター	遠塚口 5 2 番地 1 0	○	
34	石川県立看護大学	中沼ツ 7 番地 1	○	○
35	石川県西田幾多郎記念哲学館	内日角井 1	○	
36	かほく市立宇ノ気中学校	森レ 1 番地	○	○
37	かほく市立河北台中学校	遠塚口 4 7 番地 1	○	○
38	かほく市立高松中学校	高松ヤ 4 2 番地	○	○

4 救援に関する資料

(1) 市内医療機関

名 称	所 在 地	診 療 科 目	連絡先
二ツ屋病院	二ツ屋ソ 72 番地	内科・放射線科・リハビリテーション科	281-0172
かねだ医院	高松ヲ 2 番地 6	内科・神経内科	281-1164
保志場医院	高松ノ 90 番地甲 2	内科・小児科・産婦人科	281-0069
角田医院	高松ナ 15 番地 1	内科・循環器科・呼吸器科・消化器科・小児科	281-0012
沖野クリニック	高松ノ 1 番地 11	小児科・内科	281-0500
北谷クリニック	高松ア 1 番地 1	内科・小児科・外科・胃腸科	281-8801
石川県立高松病院	内高松ヤ 36 番地	精神科・耳鼻いんこう科・眼科	281-1125
カセノ内科医院	木津ニ 140 番地 4	内科	285-0008
紺谷医院	木津へ 12 番地 1	内科・小児科	285-0020
おきの内科医院	遠塚ロ 54-9	内科・神経内科	285-2552
きた眼科クリニック	白尾イ 50 番地 1	眼科	283-1515
山崎耳鼻咽喉科クリニック	白尾イ 44 番地 2	耳鼻咽喉科	283-7070
らいふクリニック	白尾ロ 32 番地 1	内科	283-6200
なかお医院	七窪ハ 17 番地 6	内科・循環器科・消化器科・小児科	283-6655
久保医院	宇野気ヌ 183 番地	消化器科・アレルギー科・呼吸器科・胃腸科	283-0017
宇野気医院	宇野気チ 33 番地 16	小児科・内科・皮膚科・眼科	283-0103
中田内科病院	内日角 6-35-1	内科・循環器科・呼吸器科・消化器科	283-1121
藤田整形外科クリニック	内日角 4-1	整形外科・リハビリテーション科	283-7177
はせがわクリニック	内日角 4-12	内科・消化器科・肛門科	283-6611
飯利歯科医院	高松ム 77 番地 1	歯科・小児歯科	281-0429
菅野歯科医院	高松ウ 9 番地	歯科	281-0470
ふたみ歯科	木津イ 75 番地 6	歯科・小児歯科	285-8880
大野歯科医院	外日角イ 22 番地	歯科	283-4346
さわのデンタルクリニック	七窪ハ 1-5	歯科	283-1025
浜田歯科クリニック	宇野気チ 112 番地	歯科	283-5582
寺内歯科医院	宇野気リ 22 番地 1	歯科	283-0606
かくだ歯科医院	内日角ニ 22 番地 3	歯科	283-3225
かほくデンタルクリニック	内日角タ 25 イ ^ン モ ^ー ル かほく 1F	歯科・小児歯科	256-1828

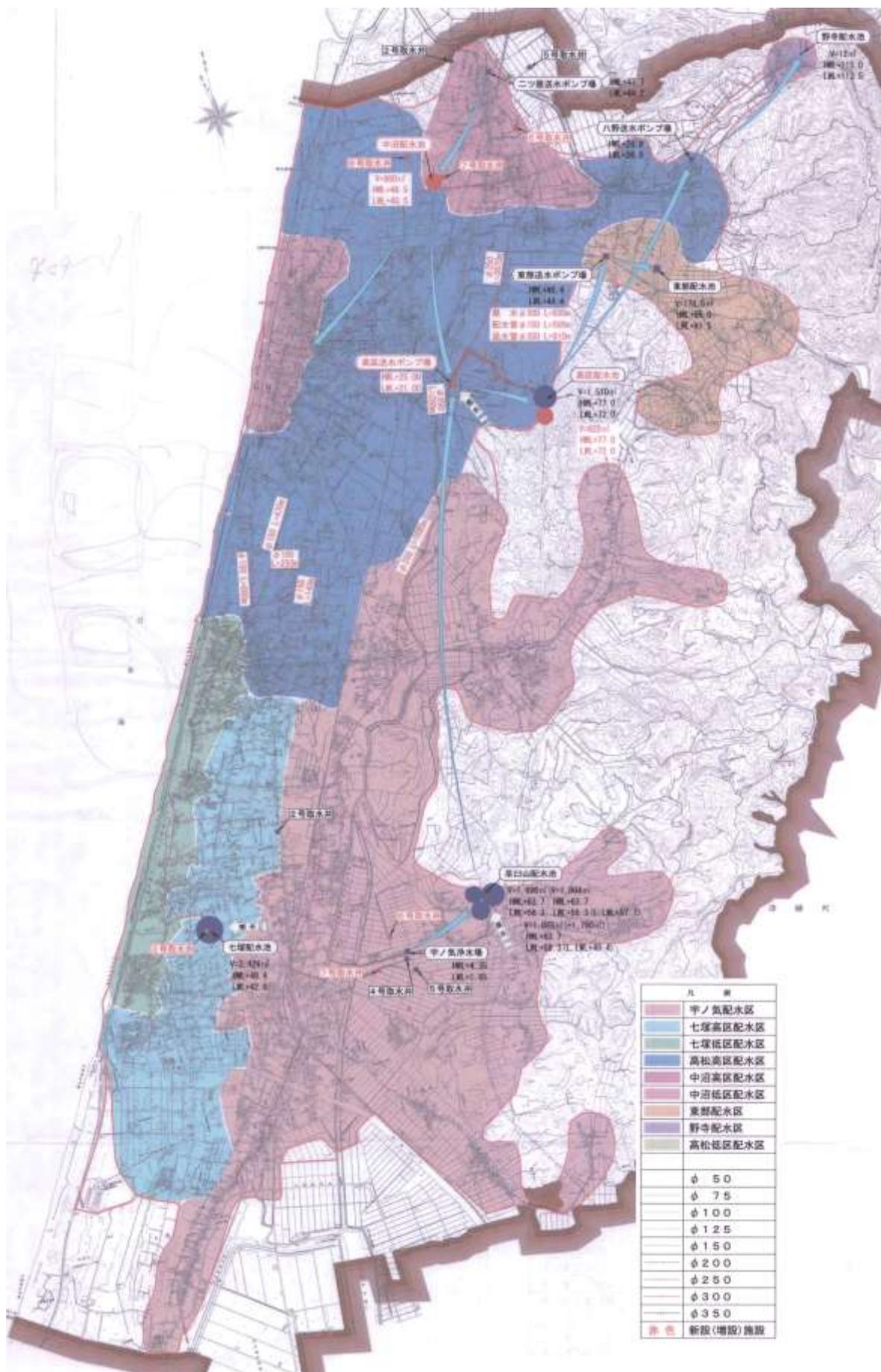
(2) 災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号	FAX番号
小松市民病院	小松市向本折町木 60 番地	0761-22-7111	0761-21-7155
公立松任石川中央病院	白山市倉光 3 丁目 8	076-275-2222	076-274-5974
金沢赤十字病院	金沢市三馬 2 丁目 251 番地	076-242-8131	076-243-7552
金沢市立病院	金沢市平和町 3 丁目 7 番 3 号	076-245-2600	076-245-2690
◎ 県立中央病院	金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地	076-237-8211	076-238-5366
国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町 1 番 1 号	076-262-4161	076-222-2758
公立羽咋病院	羽咋市の場町松崎 24 番地	0767-22-1220	0767-22-5598
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部 6 番地 4	0767-52-6611	0767-52-9225
市立輪島病院	輪島市山岸町は 1 番 1 地	0768-22-2222	0768-23-0634
珠洲市総合病院	珠洲市野々江町エ部 1 番地 1	0768-82-1181	0768-82-1191

◎: 基幹災害拠点病院

(県医療対策課調べ)

(4) 上水道計画平面図



5 様式関係

(1) 被災情報報告書

①被災情報報告書（第1報）

火災・災害等即報要領第3号様式（救急・救助事故）

第 報

		報告日時	年 月 日 時 分	
		都道府県		
		市 町 村 (消防本部名)		
消防庁受信者氏名		報告者名		
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等 人 (人) 軽症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

②被災情報報告書（随時情報）

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
かほく市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 かほく市 △町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

4 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	氏名	性別	年齢	死亡年月日	概況

(2) 安否情報関係様式

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な条項を定める省令(平成17年総務省令第44号)

最終改正年月日：平成18年3月31日総務省令第50号

①安否情報収集様式（避難住民・負傷住民用）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

②安否情報収集様式（死亡住民用）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

④安否情報照会書（照会者用）

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

⑤安否情報回答書（国、県、市町用）

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 公用令書関係様式

〔武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める法令（平成16年厚生労働省令第170号）〕

① 公用令書（物資収用用）

別記様式第一

収用第	号	公 用 令 書				氏名	
						住所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第4項	の規定に基づ
き、次のとおり物資を収用する。							
(理由)							
年 月 日							
						処分権者 氏名	印
収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 期 日	引 渡 場 所	備	考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

② 公用令書（物資保管命令用）

別記様式第二

保管第	号	公 用 令 書				氏名	
						住所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						第81条第3項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項	の規定に基づ
き、次のとおり物資の保管を命ずる。							
(理由)							
年 月 日							
						処分権者 氏名	印
保管すべき物資の種類	数 量	保 管 すべき 場 所	保 管 すべき 期 間	備	考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

③公用令書（土地・家屋・物資使用用）

別記様式第三

使用第 号		公 用 令 書		氏名 住所				
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 ^{第82条} のとおり土地、家屋又は物資を使用する。 ^{第183条において準用する第82条} の規定に基づき、次 (理由)								
年 月 日								
処分権者 氏名 ㊟								
名	称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

④公用令書（処分取消し用）

別記様式第四

取消第 号		公 用 取 消 令 書		氏名 住所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 ^{第81条第2項} ^{第81条第3項} ^{第81条第4項} ^{第82条} の規定に基づき、 ^{第183条において準用する第81条第2項} ^{第183条において準用する第81条第3項} ^{第183条において準用する第81条第4項} ^{第183条において準用する第82条} 第183条において準用する第82条					
く公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置に関する法律施行令 ^{第16条} ^{第52条において準用する第16条} の規定により、これを交付する。					
(取り消した処分の内容)					
年 月 日					
処分権者 氏名 ㊟					

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。